

那珂川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

那珂川町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、全ての教育職員が健康な状態で児童生徒の教育に携わることができるよう給特法及び文部科学大臣の指針等に基づき策定するものである。

町教育委員会として本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、本町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本町の現状

本町では、「那珂川町教職員働き方改革基本方針」を定め、教育職員の勤務時間に関する意識改革と時間外勤務抑制のための取組を推進するとともに、学習補助教諭・支援員等の配置、勤怠管理システムの活用、学校閉庁日の導入など学校における働き方を見直してきた。

こうした取組の結果、令和6年度における教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 37.6 時間	35.5%	1.5%
中学校	月 42.5 時間	43.3%	5.6%

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が 35%以上と多くなっている。特に中学校では、部活動指導等に係る業務の負担が大きくなっており、部活動の地域展開、部活動指導員の活用等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

※【 】は令和6年度の数値

- ① 年間における年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。
【13.7 日】
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5%まで減少させる。【9.8%】
- ③ ストレスチェックにおける健康リスクの値（全国平均 100）を 60 以下とする。【71.7】
- ④ ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目に対する回答の偏差値（全国平均 50）を 60 以上とする。【57.8】

(2) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1ヶ月当たりの時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ② 1年間における1ヶ月当たりの時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。
- ③ 教育職員の1年間における時間外在校等時間を 360 時間以下にする。

3 計画の期間

令和8年度～令和12年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ児童生徒が登下校する時間において、保護者及び地域住民等による通学路の見守り活動を推進する。

イ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域コーディネーターが中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域コーディネーターが中心となってい、地域連携教員の負担軽減を促進する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・ オンラインアンケート作成ツール等の I C T を効果的に活用することで、県や町が学校に依頼する調査等の回答に係る事務負担を軽減する。

イ 部活動

- ・ 域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者発掘・把握に努め、「那珂川町地域クラブ活動指導者バンク」の運用と充実を図る。
- ・ 令和 10 年度末までに、原則、休日における全ての部活動について地域展開を実現する。また、平日の部活動については、地域クラブとの連携を図り、令和 13 年度末までに部活動の地域展開の完了を目指す。

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・ 授業支援アプリ等の I C T を効果的に活用することで、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会として、学校が関係機関と連携・協働し適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 関係機関と連携しながら、社会福祉士や心理士等の保健福祉に係る専門職による相談支援体制を強化する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ② 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後における諸活動の勤務時間内での設定など、日課の工夫を行う。
- ③ 学校運営協議会において地域と学校の連携を促進し、学校が担っている業務の一部を地域学校協働活動の一環として実施するなど、保護者及び地域住民等との連携による教職員の業務分担の見直しや適正化を図る。
- ④ デジタル技術の活用により、児童生徒の欠席等連絡に係る管理やインターネットバンキング等による学校徴収金の徴収などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」による達成状況を 80%（令和 6 年度は 50%）にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1 ヶ月の時間外在校等時間が 80 時間を超えた場合、学校長が面談を行い必要と判断した教育職員に対して、町教育委員会と連携し医師による面接指導の受診を推奨する。
- ② ストレスチェックを全教育職員に実施した上で、実施後の集団分析の結果等に基づいた職場の環境改善を推進する。
- ③ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ④ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう学校を通して全教育職員に対して取得を促進する。
- ⑤ 学校における定時退勤日を週 1 回以上設定するよう推進するとともに、長期休業期間中に学校閉庁期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、那珂川町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校及び業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されるよう当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修への積極的な参加を促す。また、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ本計画に基づき教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者及び地域の理解を促進するため関係課と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。
- (7) 本計画の円滑かつ確実な実施に向けて、必要な指導や助言を得るなど県教育委員会と連携を図る。
- (8) 教育職員の人員不足によって過度な業務負担が生じることがないように、県教育委員会と連携を図りながら適正な人員の配置に努める。